

熊本地震の被災地支援と環境対策のための

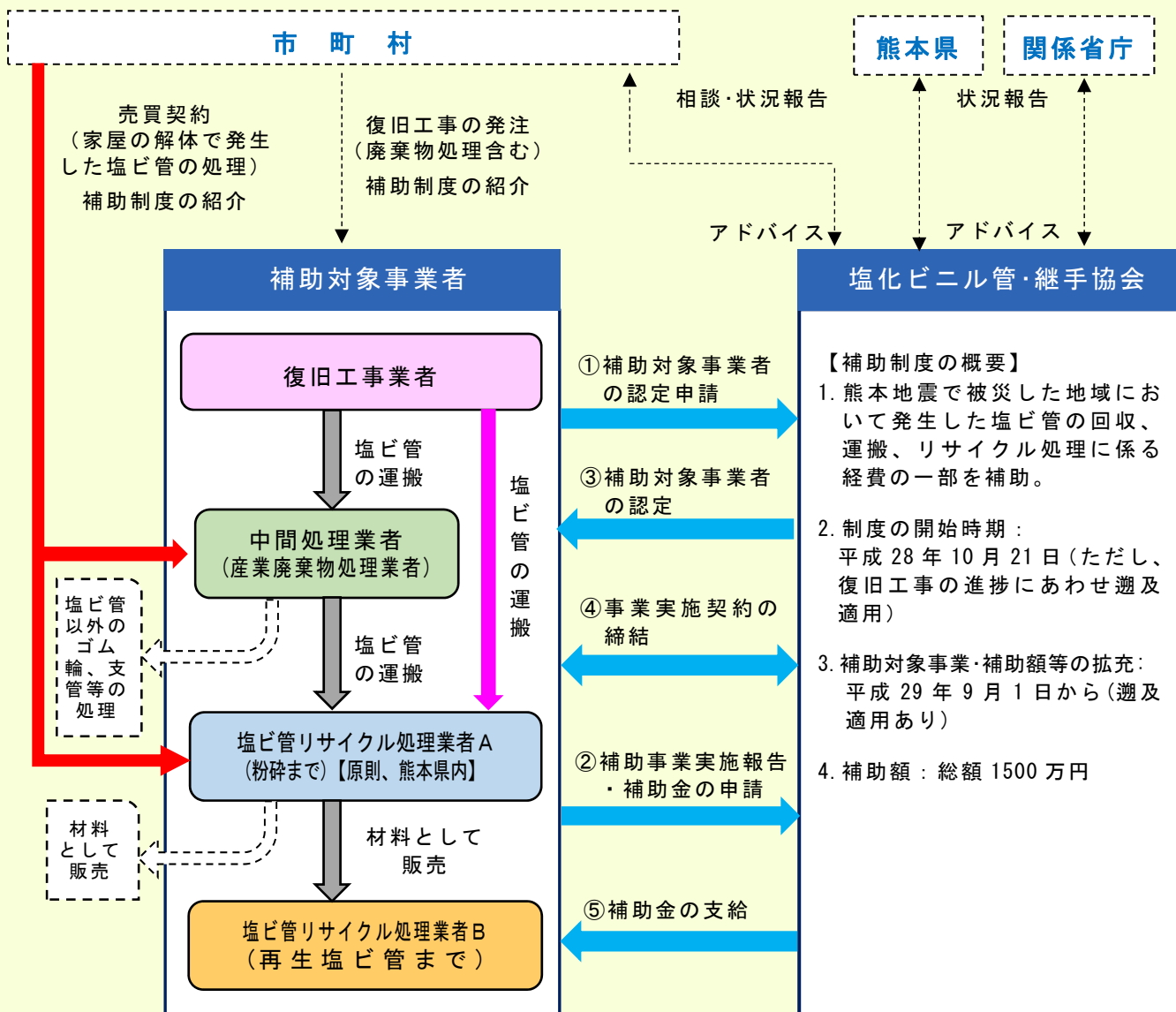
『塩化ビニル管・継手リサイクル処理補助制度』を拡充しました。

塩化ビニル管・継手協会では、平成28年4月14日に発生した熊本地震の被災地支援策（資源の有効利用と環境対策）として、発生した廃塩ビ管のリサイクル処理のための協会独自の補助制度を創設しました。（補助総額1500万円）

現在、復旧工事が本格化しておりますが、この制度を更に活用して頂くために、補助制度を改正しました。

(1) 補助対象事業の追加

- ① 家屋の解体で発生した塩ビ管（被災自治体で保管の災害廃棄物）を追加（下図の ➡）
- ② 復旧工事業業者から直接リサイクル処理業者Aに持ち込む塩ビ管を追加（下図の ➡）



問い合わせ先

塩化ビニル管・継手協会

〒107-0051 東京都港区元赤坂1丁目5番26号

TEL : 03-3470-2251 FAX : 03-3470-4407

<http://www.ppfa.gr.jp>

(2) 補助額等の拡充

制度を円滑にかつ効果的に運用するために、認定事業者に対する補助額の増額、請求時期の緩和（以下に改正部分を赤字で示します。）

① 復旧工事業者（補助額を協会認定事業者と認定事業者以外に分けて設定）

補助対象経費の区分	作業内容	補助額
1. 汚れ落とし費	廃材の中から塩ビ管の汚れを落とす経費	認定中間処理業者または認定リサイクル処理業者 A に持ち込んだ場合 1kg 当たり 35 円
		他に認定事業者がいないなどの特別な理由から、認定事業者以外の者に持ち込んだ場合 1kg 当たり 26 円
2. 汚れ落とし及び塩ビ管の切断費	汚れ落としを行った塩ビ管を切断する経費	認定中間処理業者または認定リサイクル処理業者 A に持ち込んだ場合 1kg 当たり 50 円
		他に認定事業者がいないなどの特別な理由から、認定事業者以外の者に持ち込んだ場合 1kg 当たり 35 円

② 中間処理業者

補助対象経費の区分	作業内容	補助額
1. 異物除去費	切断されている塩ビ管からゴム輪等の異物除去をする経費	1kg 当たり 4 円（従来 1 円）
2. 塩ビ管の切断・異物除去費	切断されていない塩ビ管を 1.5m 以内に切断し、ゴム輪等の異物除去をする経費	1kg 当たり 8 円（従来 3 円）
3. 運搬費※	塩ビ管をリサイクル処理業者 A に運搬する経費	実費用の 1/2

※運搬用に協会から支給するフレキシブルコンテナ（長さ 1.7m×幅 0.8m×高さ 1.2m）が使用可能。

③ リサイクル処理業者 A

補助対象経費の区分	作業内容	補助額（率）
1. 保管容器費	1.5m に切断された塩ビ管を保管し、運搬するための容器を購入する経費	定額（1 個当たり 6500 円。ただし、上限は 30 個までとする。）
2. 保管場所費	切断・異物除去された塩ビ管を一時的に保管する経費	1 か月当たり 5 万円を上限とする。
3. 塩ビ管の購入費	切断・異物除去された塩ビ管を有価物として購入する経費	1kg 当たり 2 円（従来 1 円）
4. 粉碎処理費	切断・異物除去された塩ビ管を粉碎処理する経費	1kg 当たり 8 円（従来 4 円）

④ リサイクル処理業者 B

補助対象経費の区分	作業内容	補助額
1. 粉碎品運搬費	粉碎品をリサイクル処理業者 A から引き取るための運搬に要する経費	実費用の 2/3
2. 粉碎品購入費	粉碎品をリサイクル処理業者 A から購入する経費	1kg 当たり 1 円（従来 0.1 円）
3. 加工費	粉碎品から塩ビ管の製品に加工する経費	1kg 当たり 2 円（従来 1 円）

（補助金の請求時期の緩和について）

これまで、認定事業者は、当該事業の事業完了の日から起算して 20 日を経過した日又は当該会計年度の 3 月 31 日のいずれか早い時期までに、協会に対し実績報告書を添付の上、補助金の請求ができることとしていましたが、新たに、協会が認めた場合には、四半期ごとの補助金の請求ができるようになりました。